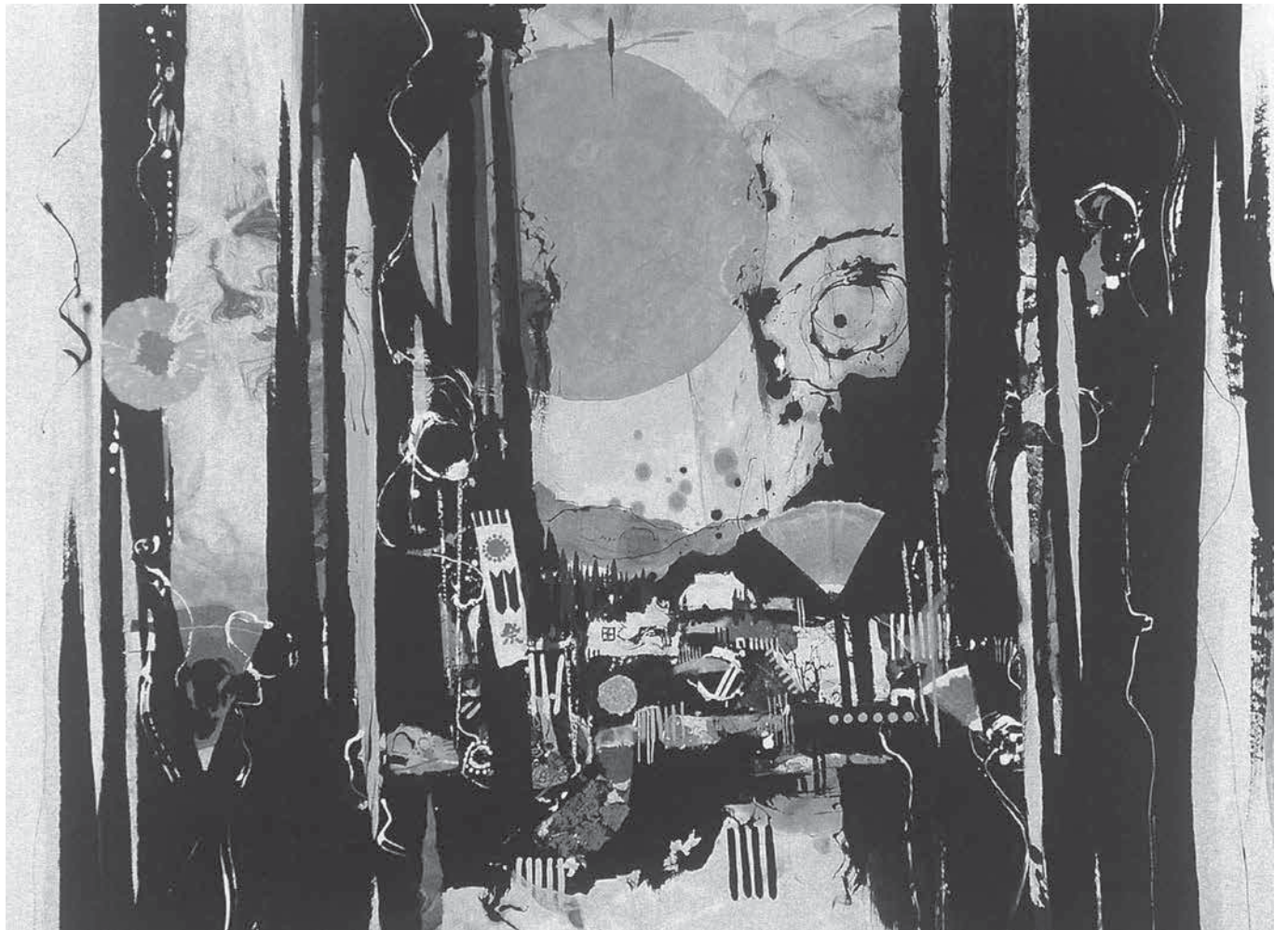




法人こおりやま

2015. 5

第443号



題名／宴を待つ集落 提供／大波 天久 中国書法研究院客員教授・郡山法人会副会長

税務研修会を下記のとおり開催いたします

日 時…平成27年5月26日(火) 16:00～16:50
 場 所…郡山ビューホテル4Fバラシオ
 演 題…マイナンバー制度について
 講 師…郡山税務署担当官

日 時…平成27年5月27日(水) 16:00～16:40
 場 所…郡山ビューホテルアネックス3F麓山
 演 題…税務行政について(仮題)
 講 師…郡山税務署長



聴講ご希望の方は、事務局にお電話でお申し込み下さい。

※無料、どなたでもご聴講いただけます。

郡山法人会事務局 TEL:024-933-7777

目次

税務署ニュース	2
法人番号の 制度概要について	2
税のミニ通信	3
修繕費と資本的支出	3
経営者のための 経理の勘所	4
「相続税」の税務調査 （その1）	6
トピックス	8

税務署ニュース

法人番号の制度概要について

社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
- 平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

指定・通知・公表について

- 指定**
- 国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
 - これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができます。
- 通知**
- 平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付を開始する予定です。
- 公表**
- 法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネットを通じて公表します。

法人番号は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

番号法
基本理念

行政の効率化

法人その他の団体に関する情報管理の効率化を図り、法人情報の授受、照合にかかるコストを削減し、行政運営の効率化を図る。

国民の利便性の向上

行政機関間での情報連携を図り、添付書類の削減など、各種申請等の手続を簡素化することで、申請者側の事務負担を軽減する。

公平・公正な社会の実現

法人その他の団体に関する情報の共有により、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持を可能とする。

法人番号
特有の目的

新たな価値の創出

法人番号は、その利用範囲に制限がないことから、民間による利活用を促進することにより、番号を活用した新たな価値の創出が期待される。

法人番号の最新情報は、国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

マイナンバー制度の最新情報は、内閣官房マイナンバーホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178

税のミニ通信

修繕費と資本的支出

税務調査で問題になる経費として、修繕費があります。

修繕費とは、その固定資産を維持するために、あるいは原状回復するための費用であり、一時に費用に計上されるものです。

資本的支出とは、有形固定資産に対する支出のうち、その資産の使用可能期間を延長させたり、またはその資産の価値を増加させたりするために支出した金額のことで改良費などがこれにあたります。この金額は、いったん資産に計上し、減価償却によって費用を期間按分して計上していくものです。

建物や機械装置などを修理や改良をした場合、税務では、いずれの処理を行うかが課税所得の計算に影響を及ぼすため、この判断基準に関して詳細な取扱いを設けています。→通達で資本的支出と修繕費の具体例が示されていますが、これらはあくまで例示にすぎず、現実には判断に迷うケースが多々あります。そこで実務的には、通常、次の形式基準で判定します。



東北税理士会郡山支部
税理士 佐藤 昌弘

(1) 形式基準による判定

(a) 少額または周期の短い費用の損金算入

一つの修理や改良のために支出した費用が、次のいずれかに該当すれば修繕費として損金経理することができます。

支出額が20万円未満の場合

おおむね3年以内の周期で修理や改良が行われている場合

(b) 形式基準による修繕費の判定

資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額で次のいずれかに該当するものは、修繕費として損金経理することができます。

支出額が60万円未満の場合

支出額が修理・改良をした固定資産の前期末の取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

(注) 10%基準は、「原始取得価額+前期末までに支出した資本的支出の額」で判定し、帳簿価額(未償却残高)は関係ありません。

(c) 資本的支出と修繕費の区分の特例

資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない場合には、継続適用を条件として、次のいずれか少ない金額を修繕費として損金経理することができます。

支出額の30%相当額

その固定資産の前期末取得価額の10%相当額

(d) 災害などの場合の特例

災害などで損傷した固定資産に対する支出額で、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでないものは、支出額の30%相当額を修繕費として損金経理することができます。

→注 (b)~(d)の基準は、資本的支出であることが明らかな金額には適用されません。

決算書・経営計画書で
お金を借りる時代に
最低限知っておきたい

経営者のための 経理の勘所

税理士・CFP
清久人

マスコミでは、景気改善と報じられていますが、依然、中小企業の経営環境は厳しい。

しかし、経営者が自ら先頭に立って、「利益を捻出できる」財務体質へと改善していくことが企業存続の道となります。

経営者や経営幹部の方に、最低限理解して頂きたい数字とともに、中小企業における経理の勘所をまとめてみました。

あなたの会社の決算書は、正しい状況を示していますか？

この質問に対して、「わからない」という答えも含めて、なぜ正しいとはいえないのでしょうか？

これは、簡単にいえば、正確な帳簿付けが出来てい

ないことが原因だと思いません。

毎日の正確な帳簿付けが前提となつて、有用な試算表が作成され、適正な決算書が作成されます。

いい加減な経理処理では、正確な経営成績、すなわち「ほんとうに儲かっているのか、ほんとうは赤字なのか」が分からないはず。正しくない決算書は、法律上問題なのは、言うまでもありません。

法律違反は当然いけません。帳簿付け等経理処理は、税務署やうるさい会計事務所のためでなく、「自分（経営）のため」「会社のため」と肝に銘じて下さい。

「会計事務所に任せているから」といっても、必ずしも大丈夫とは言えません。

なぜなら、会計事務所は、

四六時中、クライアントの経理処理を観察している訳ではありませんから、毎月、巡回監査をしてもらつても、日々生じる取引を、

完全な形で正確に帳簿に反映させることは、到底出来ません。

ですから、「会計事務所に任せる」という考え方を一歩進めて、「正確な経理処理ができるように手伝ってもらおう」というような共同作業的感覚をお持ちになることが大切です。

残高証明がとれない現金取引を極力避けるなど、銀行を経由するように心掛ければ、記録が残りますので、計上漏れも減少し、信憑性も増加するため、面倒なようでかえって管理が楽になります。

こうした自ら強制的に記録を残すような努力も必要です。

押さえておきたい
3つの数字

せっかくコストをかけて帳簿を作成し、それに基づいて試算表や決算書を作成しているのなら、有効利用しない手はありません。数字を理解し、活用するのは会計事務所ではなく、経営者の皆さんです。

全部把握できることが理想ですが、粗利、固定費、利益という3つの数字だけは理解して下さい。

まず粗利ですが、会計上の厳密な区分は抜きにして、1千円の商品（製品又はサービス）を売って、いくら儲かるのかというのが、粗利のイメージです。

ですから、粗利が赤字になるようでは、ビジネスではありません。

次に、固定費ですが、簡単に言ってしまうえば、売上の増減に対して変化しない経費です。

最後に、利益ですが、企業活動が最終的に儲かっているのかどうかを確認することは、極めて重要です。

ボランティアなら良いですが、企業は、やはり営利を追求しなければ、継続することができません。

簡単に、売上を上げることでできれば、これが一番手っ取り早い利益を出す方法といえます。

しかし、ビジネスはそんなに簡単なものではありません。売上を上げることが困難な場合、固定費のコントロールを考えます。

固定費削減策というと、電気をこまめに消したり、事務用品や消耗品を急に節約したりする経営者がいらつしやいますが、こうした努力が重要ではないとは言切れないものの、一方で

従業員などのモチベーションが下がったり、管理することにコストが掛かったりして、明確な効果が上がらなかつたりすることが多いのも、事実です。

むしろ、効果的なのは、利息、リース料、家賃、税金、保険料といった「企業が活動していなくても減少しない経費」をコントロールすることです。

ただし、人件費につきましては、注意が必要です。役員も従業員も「みんな一律カット」といった経費削減策は、従業員にはなかなか理解されず、これもまたモチベーションを下げることになり、売上減少に繋がることも少なくないので

です。ですから、人件費につきましては、まず役員報酬から見直すなど、十分な配慮と検討が必要です。

粗利と固定費のバランスを見ながら、利益を計上できるような経営を行うためには、やはり正確な帳簿から作成された、試算表や決

算書が必要になるのです。

え？、利益があるのにお金がない！

「利益が出ていて、税金が〇〇円になると言われたのですが、お金がないんです」。こういうお話を、良く耳にします。

これは、会計帳簿が不正確だから起こる現象ではなく、利益とお金という関係が成り立たないことが原因です。

代表的な事例を挙げれば、借入金返済している場合、借入金の返済元金は経費とならないため、利益として残ったお金が、返済により無くなってしまうため、利益があってもお金がない状況となります。

具体的には、毎月元金30万円、利息5万円の計35万円を返済していたとすると、元金部分の30万円×12ヶ月＝360万円の利益が必要になります。

ですから、利益が360万円出ていても、お金が全くないという状況になり、

こうした借り入れをした場合には、最低年間360万円利益を出していくビジネスが必要になります。

このことを知らない場合、数字を見たときに、実際の資金状況と比較して、パニックに陥る経営者もいます。ここで経営者は、大変な過ちを犯そうとします。

例えば、360万円の利益を消すために、社長が毎晩、歓楽街で接待・豪遊を繰り返して、360万円使っ

てしまおうとします。すると、確かに利益は360万円減って0円となります。接待と社長のストレス解消の効果を若干認めることが出来ても、お金は確実に360万円が会社から無くなってしまい、最悪の場合、返済も出来なくなり、倒産の道へ一直線です。

「借りたものは返す」ということは分かっていますが、利益で返済していくことは、あまり認識されていない部分です。

企業経営では、税金の払

とし理解したうえで、成長していかうとする発想が必要になります。

先ほどのケースで、利益に対して税金を払う決心をしたとします。国税・地方税とで概算で90万円を納税すれば、理論上270万円を会社に残すことができ

ます。この270万円は、返済の原資になったり、再投資への資金になったりして、会社の中に貯金されることになりません。利益と借入れと税金の関係は、覚えておいて損はないと思います。

借入れは担保主義から業績重視へ

中小企業の社長にとって悩みの多くは、「資金繰り」と「人材育成」です。

そして、金融機関を中心とした融資は、担保主義から、業績主義へと移行してきています。

業績主義とは、平易に言えば、「事業計画書や決算書で金を借りる」ということです。

粗利と固定費のバランス

はどうか。固定費をどのようにコントロールすればよいか。赤字だどうしていけないのか。誰が困るのか。

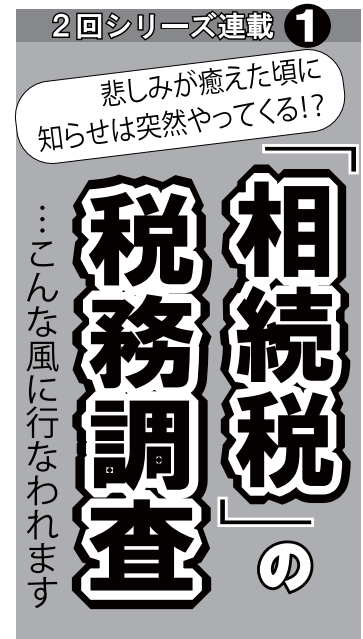
こうした視点で、ご自分の会社の試算表や決算書をご覧になってみてください。

「なんとなくお金が足りない」という程度の説明では、金融機関は、融資してくれません。決算書は年間成績であり、試算表は、いわば月間成績です。

決算のときに、突然数字を良くしようとしても無理ですし、急にお金が足りなくなるような経営を銀行は信用してくれません。何事も日々の積み重ねです。

「先を読む」ことも経営者の重要な仕事です。スタートは、今日からです。

決算の時にだけ、数字を把握するのではなく、日々、売上を上げる、業績を良くしようと努力をすることと同時に、客観的な数字で実態を検証し、日々の経営に役立てましょう。



税理士 伊藤俊一

法人税の税務調査は経験したことがあっても、相続税の税務調査を経験した人は少ないのではないだろうか。そのため「どんなことを調査されるのか」と不安に思っている人も多いようです。

平成27年からの相続税の大増税で、これまで相続税を支払う必要のなかった人にも納税が発生する可能性ががあります。決して無関係ではないのです。

ここでは相続税調査について、その内容をレクチャーしましょう。

税務調査は3回忌を 終えた頃にやってくる

相続税の税務調査は突然やってくるのが一般的です。

相続税の申告期限（後述）から1〜2年後くらい、つまり3回忌を終え、相続税を申告したことなど忘れた頃にやってくるのです。相続税申告を税理士に依頼した場合には、その税理士から「税務署が相続税調査のため2日間、自宅に伺いたいと言っています」というような連絡が突然、あなたのところへやってきます。

そもそも相続税はどういった税金でしょうか。

相続税は、相続等によって取得した財産（被相続人の死亡前3年以内に被相続人から贈与により取得した財産を含みます）価額の合計額が基礎控除額を超える場合に、その超える部分に対して、課税される税金です。

す。

「相続税増税」などマスコミでも騒がれたのは、この基礎控除額が平成27年1月1日以降から「3000万円+600万円×法定相続人の数」となり、現行の6割に縮小されたからです。もちろん、相続財産の合計額が基礎控除額の範囲内であれば相続税の申告も相続税の納税も必要ありません。

しかし、上記の計算の結果、相続税が課税されることになったときは、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内に、相続税の申告と相続税の納税が必要となります。

なお、申告期限までに相続税の申告をしなかった場合や、実際に取得した財産の額より少ない額で申告をした場合には、本来の税金のほかに加算税や延滞税がかかる場合があります。

ちなみに納税についてですが、相続税は税務署だけではなく、銀行などの金融機関や郵便局の窓口でも払うことができます。

金銭で一時に納付することが原則ですが、特例として何年かに分割して納付する延納や、相続財産を金銭の代わりに納付する物納の制度もあります。

基礎控除額の縮小により、相続税申告が必要な人の数は今後増加するものと予想されます。あなたもその一人になるかもしれません。相続税の税務調査は他人事ではなく、あなた自身です。

税務調査の下準備は亡くなる前から始まっている

相続税の税務調査が行なわれるのは相続税の申告件数の30%程度、そのうち申告漏れなどが指摘されるのは80%を超えています。

このように指摘事項が多くなる理由の一つとして、相続税の場合、法人税の調査等と異なり税務署側の下準備が周到であることも関係しています。

税務署の情報収集は生前から既に行われています。例えば、不動産については登記情報などから把握します。所得税の確定申告を

している人で高額所得者は、財産明細の添付を求められます。この明細により、自宅以外の別荘等、主要な財産、高価であると思われるような財産などは事前にチェックされています。

税務調査の実施の有無は、亡くなる前から大まかに振り分けられています。

税務署では、税務署内部に蓄積された被相続人に関するデータを収集しているKSKというシステムがあります。これを基に、相続税の申告が必要かどうかを判断していきます。

もちろん、この段階では、税務署では被相続人の預金がいくらあるのかまではわかりません。

そのため、市区町村役場から提供された不動産の情報等を基に、相続税の申告が必要かどうかを判断しています。

では、なぜ市区町村からそんな情報が提供されるのでしょうか。

人が亡くなると、亡くなってから一週間以内に死亡届を市区町村役場に提出し

なければなりません。

市区町村はこの死亡の届出があつたときは、死亡届に記載されている内容を税務署に通知しなければならぬことになっていきます。

この際、市区町村役場から税務署へ通知されるのは、死亡があつたことだけではなく、固定資産税評価額なども通知されます。

不動産は当然に相続税の対象財産になります。税務署は、市区町村役場から通知される固定資産税評価額を見たときに、不動産だけで相続税の基礎控除を超えていれば、亡くなられた方に相続税がかかることを把握できるのです。

「お尋ね」を無視してはいけません

ここまでで相続税の申告が確実に必要であると判断されたときは、相続人関係者へ相続税の申告書(用紙)を送付することになっていきます。

相続税がかかるか判断がつかぬ場合には「相続税のお尋ね」を送付するこ

とになっていきます(その両方が送付されこともありま

す)。ただし重要なことは、相続税の申告書や相続税のお尋ねが税務署から送付されてこないからといって、相続税の申告が不要というわけではないということです。

上述のように、この段階では、税務署は被相続人の財産をすべて把握しているわけではありません。あくまで目星を付けて送付しているにすぎないのです。

したがって、本当は相続税がかかる場合でも相続税の申告書(用紙)が送付されないことがあるので注意が必要です。

また、通常、相続税の申告書(用紙)や相続税のお尋ねは、相続税の申告期限の2ヶ月から3ヶ月前に送られてきます。

相続税の申告期限間近になって慌てないように、相続財産はどのようなものがあるのか、相続税がかかるのかどうか程度は生前に必ず把握しておきましょう。

もう一点、最近の傾向として非常に重要なことがあります。

それは、上述の相続税申告書(用紙)や相続税のお尋ねが税務署から送付されるのは、あくまでも税務行政としてのサービスであり、本来は自分で相続税の申告が必要か不要かを判断しなければならぬ、という点です。

「送付されなかったから申告しなかった」では済まされぬことをしっかりと理解しておきましょう。

ちなみに、この「お尋ね」を無視し続けていると、税務調査に移行することもありますが、これは極端な事例ですが、その調査日程の連絡まで無視すると、税務職員が自宅に突然やってきた、ということも過去にあったようです。

申告漏れで多いのは預貯金

相続人から提出された相続税の申告書を基に、税務署は、相続人がどの財産を取得したのかなどを整理し、

データとして管理していきます。

とくに相続財産が多額になるときは相続税も高額になるため、情報収集やデータ管理など税務署内部でも慎重な対応が行なわれます。

相続財産の申告漏れとして最も多く指摘されるのが預貯金です。相続税の税務調査における指摘事項の中で圧倒的多数を占めます。

相続税の申告書そのものには、預貯金の明細まで添付することはしません。では、税務署はどのような方法で預貯金の動きを確認しているのでしょうか。

税務署は、相続人等の承諾なく銀行や証券会社などの金融機関へ照会を行なうことが可能です。預貯金であれば口座の出入金の明細も入手しています。

残高証明や入出金明細の取得は、被相続人名義の口座だけでなく家族名義の口座も入手しているため、親(祖父母)の預金口座から子供(孫)の預金口座へ現金移動もすぐにわかります。また、預金口座から引き

出した現金をそのまま自宅の金庫に入れても(いわゆるタンス預金)把握していきません。預金口座における「引き出し」の明細を詳細に確認するからです。

多額の現金を引き出したのであれば、その使途は必ず調べられます。もしその使途が不明であれば、タンス預金をしていると疑われることになり(ですから入院費等で多額の現金引出しが必要な場合は領収証等をセットで保管しておくことを強くお勧めします)。

ここまでで、税務署側の収集した情報と申告書とに大きな食い違いがあれば準備調査に着手します。食い違いが大きい、または不審な点があれば、金額にかかわらず税務調査はやっていくと思つていたほうがよいでしょう。

冒頭で「今さら!？」と思う時期に税務調査がやってくる理由は、遺族の悲しみが癒えるのを待つという建前論もありますが、税務署側の周到な事前準備期間でもあるのです。【次号へ】

トピックス

けんたくんのワンワンお作法教室

2月26日、女性部会は学校法人私幼協学園みらい幼稚園で年長児47名を対象としたお作法教室を開催。講師の阿部部会長はじめ着物姿の部会員に、園児たちは少々緊張気味だったが、靴の並べ方、あいさつの仕方など日常生活の話題の中で、段々と笑顔に。

抹茶の体験では、珍しい道具や抹茶のたて方に興味津々。お行儀よく座ってお隣へ「お先に」、梅の花型の和三盆を「かわいい!」、初めての抹茶の味に「にがーい!」「おいしい!」と、いろいろな歓声が飛び交った。

自分がいただく前に次の方へ「お先に」とあいさつをする「思いやりの心」、お茶をたててくれた方に持つ「感謝の心」の大切さを伝えられた良い機会となったようだった。



お作法教室

福島県骨髄バンク推進協議会郡山支部へ 募金贈呈

女性部会は、希望プロジェクト(未来を担う子供たちのために)と題し、社会貢献事業の一環として、郡山市内をはじめ田村市、三春町、小野町の会員事業所やスーパー、ホテル等10ヶ所に募金箱を設置し募金活動を行った。

皆様よりお預かりした浄財79,048円を3月23日(月)に、福島県骨髄バンク推進連絡協議会郡山支部代表の坂本豊和さんと、妻で事務局のあけみさんに阿部部会長より手渡した。



募金贈呈

全国女性フォーラム「福岡大会」

4月15日(木)福岡県福岡市のヒルトン福岡シーホークにおいて、第10回全国女性フォーラム「福岡大会」が開催され、当部会より阿部部会長外6名が参加した。全国より約1,700名の企業の女性経営者が福岡に集まり交流を深めた。

来年28年度は「福島大会」開催予定になっており、福島県内より参加の女性部会会員約60名が次年度開催PRを行った。



全国女性フォーラム「福岡大会」に参加



法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみならずと歩んでまいりました。これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

郡山支社/郡山市中町1-22
 TEL 024-922-0860

AIU AIU保険会社

郡山支店/福島県郡山市中町1-22
 (郡山大同生命ビル6F) TEL 024-932-0822